

令和 8 年 6 月 26 日

『楽すけ』障がい者総合支援版をご利用のお客様 各位

 敬心学園グループ  
**ニップケアサービス株式会社**  
ソフト事業部 営業・サポート課  
東京都新宿区高田馬場 2-14-9 明芳ビル 4F  
TEL 0120-68-4322

## 『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.4.0 令和 8 年 6 月報酬改定対応 バージョンアップのご案内

平素より『楽すけ』障がい者総合支援版をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.4.0 をリリースいたしました。下記のご案内、または「楽すけネット」内のお知らせをご覧ください、バージョンアップをお願いいたします。ご不明な点につきましてはヘルプデスクまでお問い合わせください。

—記—

### ■ 『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.4.0 について

この度、Ver.10.4.0 にて令和 8 年 6 月報酬改定(処遇改善加算の拡充)への対応を行いました。

### 全ての事業所様でバージョンアップが必要です。

・特に処遇改善加算を算定する事業所様は、6 月分の請求(7/1~10 の請求作業)は、Ver.10.2.0 ではできません。必ず Ver.10.4.0 へバージョンアップをお願いいたします。

・令和 8 年 5 月以前の過去分の請求も、Ver.10.4.0 で行えます。

・処遇改善加算を算定しない事業所様は、Ver.10.2.0 でも請求作業を行えますが、最新バージョンをご利用いただくことを基本としているため、お時間のある際にバージョンアップをお願いいたします。

### ■ 令和 8 年 6 月の国保連請求の作業に関するご案内

・バージョンアップをする前に作成していた 月次作成 は、作成し直す必要はありません。

・処遇改善加算を算定する事業所様は、バージョンアップ後、自事業者 設定に、令和 8 年 6 月からの処遇改善加算の設定が必要です。 設定方法は、本ご案内の 5 ページ目をご覧ください。

①バージョンアップ → ②処遇改善加算の設定後に、締日作成 以降の請求の操作を行っていただきますようお願いいたします。

## ■ 締日作成時に表示されるメッセージについて

令和 8 年 6 月分など、報酬改定後の対象月を締日作成した際、

Error 令和 8 年 6 月前の処遇改善加算が登録されています。

というメッセージが表示された場合は、**自事業者**設定に、令和 8 年 6 月からの処遇改善加算の設定が行われていないことを示しています。本ご案内の 5 ページ目の設定を必ず行っていただき、再度、**締日作成**を実施してエラーが解消されたことを確認してから、伝送 CSV ファイルを作成してください。

ニップクケアサービス		締日作成結果表			令和 08年06月26日
					頁: 1
令和 08年06月分					
No.	ID	利用者氏名	状態	締日作成結果	
1	1001	11居宅介護	Error	令和8年6月前の処遇改善加算が登録されています。	
2	1002	12重度訪問	Error	令和8年6月前の処遇改善加算が登録されています。	
3	1003	13行動援護	Error	令和8年6月前の処遇改善加算が登録されています。	
4	1004	15同行援護	Error	令和8年6月前の処遇改善加算が登録されています。	

## 『楽すけ』障がい者総合支援版 Ver.10.4.0 Q&A

**Q1. バージョンアップの途中で、「ファイルに書き込むときにエラーが発生しました。C:\Nippku\J3\Exe\xxxxx.exe。このディレクトリにアクセスできることを確認してください。」というメッセージが出て、バージョンアップができない。**

A1. エラーメッセージを閉じ、バージョンアップを中止して、パソコンの再起動を行ってください。その後、お使いのセキュリティソフトを一時的に停止してバージョンアップをお試しください。

**Q2. バージョンアップ前の状態で7月1日～10日に請求 CSV ファイルを送信してしまった。**

A2. 処遇改善加算の算定をされる事業所様は、古い加算率で請求が行われてしまいます。電子請求受付システムで送信データを取り消してください。その後、①『楽すけ』のバージョンアップ → ②「自事業者」設定に処遇改善加算の設定を行い、「締日作成」以降の請求の操作をやり直していただきますようお願いいたします。処遇改善加算を算定しない事業所様は対応不要です。

## ■ バージョンアップ方法

- ・インターネット経由でバージョンアップを行えます。手順は本 FAX の 3 枚目から 4 枚目をご覧ください。
- ・バージョンアップ CD は事業所様のお届出のご住所へ発送いたしております。
- ・インターネット経由または CD、どちらか一方、ご都合の良い方法でバージョンアップをお願いいたします。
- ・親機とクライアントの組み合わせで『楽すけ』をご利用の事業所様は、「親機」「クライアント」全ての PC でバージョンアップをお願いいたします。

『楽すけ』 ヘルプデスク 0120-68-4322

平日 10 : 00 ~ 17 : 00 1 日 ~ 10 日の土曜 10 : 00 ~ 15 : 00

FAX にて送信していますので、画像が不鮮明な場合があります。『楽すけネット』の「お知らせ」からも PDF にて同内容をご確認いただけます。合わせてご覧ください。

## インターネットからの『楽すけ』障がい者総合支援版バージョンアップ手順

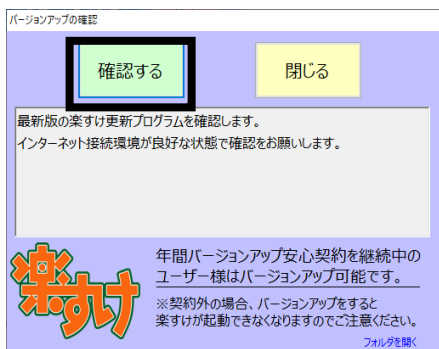
- **親機** **クライアント** それぞれバージョンアップが必要です。
- **クライアント** をバージョンアップする際は **親機** → **クライアント** の順番でバージョンアップを行ってください。
- 下記の手順を行っていただいた後のバージョン表記は、Ver.10.4.0 となります。

**1** 楽すけのアイコンをダブルクリックし、【事業所選択メニュー】を開きます。

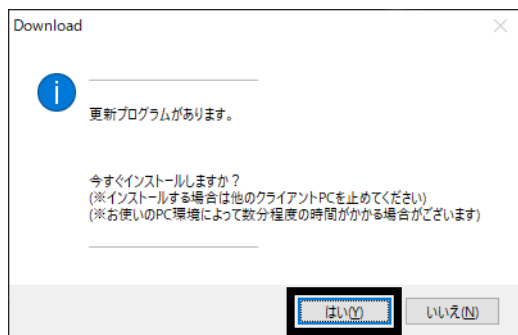
**バージョンアップの確認(V)**をクリックします。



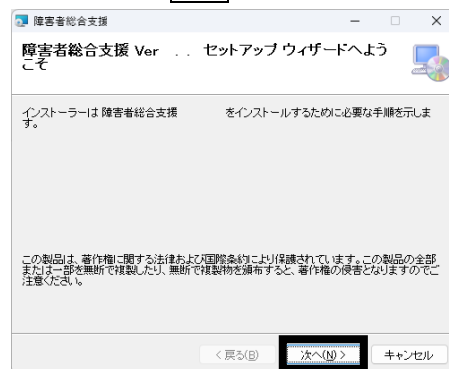
**2** **確認する**をクリックします。



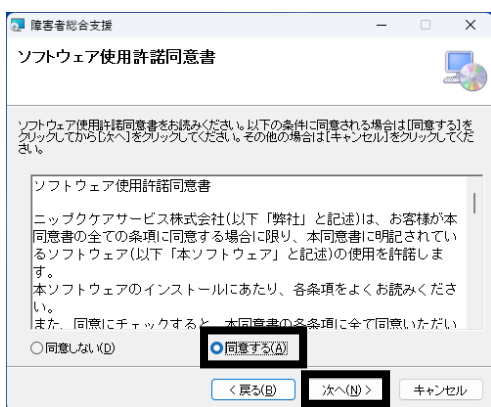
#### 4 「更新プログラムがあります」と表示されたら、「はい」をクリックします。



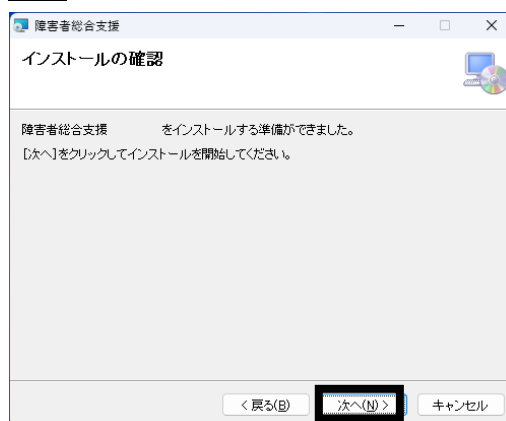
#### 5 「セットアップウィザードへようこそ」と表示されたら「次へ」をクリックします。



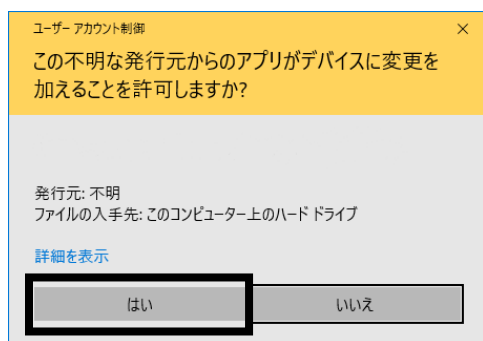
#### 6 「同意する」に○をつけ、「次へ」をクリックします。



#### 7 「次へ」をクリックします。



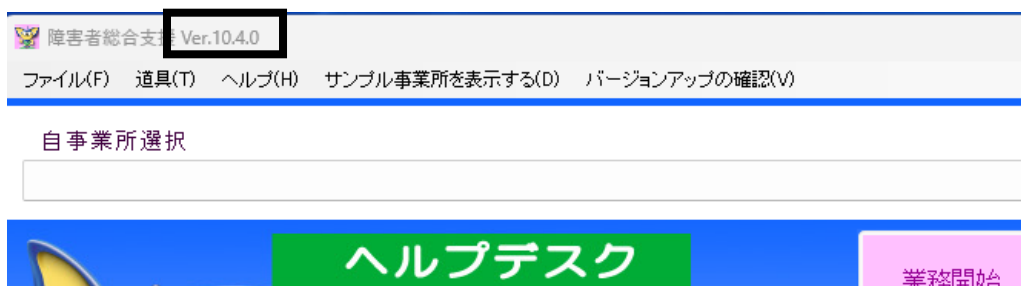
※途中で「ユーザーアカウント制御」が表示された場合は「はい」で進んでください。



#### 8 インストールが完了したら「閉じる」をクリックします。



インストールが完了したら、「総合支援 Ver\_10」を起動し、事業所選択メニュー左上のバージョン表記が「Ver 10.4.0」となっていることをご確認ください。



**重要**

# 処遇改善加算を算定する事業所様はバージョンアップ後に必ず行ってください

- 処遇改善加算を算定する事業所様は、『楽すけ』障がい者総合支援版を Ver.10.4.0 にバージョンアップした後に、必ず以下の操作を行ってください。
- 処遇改善加算を算定しない場合は、以下の操作は不要です。

1 自事業者

2 複写

3 令和 08年06月01日

4 処遇改善加算

5 登録

福祉・介護職員処遇改善加算

居宅介護 処遇改善加算 ●

重度訪問 処遇改善加算 ●

行動援護 処遇改善加算 ●

同行援護 処遇改善加算 ●

確定 閉じる

- ① 自事業者ボタンをクリックします。
- ② 複写ボタンをクリックします。
- ③ 「適用日」の欄が空欄になりますので、日付を「令和 08 年 06 月 01 日」に設定します。
- ④ 処遇改善加算ボタンをクリックし、

令和 8 年 6 月から算定する処遇改善加算を選択し、確定ボタンをクリックしてください。

※ 令和 8 年 5 月末まで算定可能な処遇改善加算を、以前より設定済みのお客様も再度入力が必要です。入力を行わないと「処遇改善加算」の請求ができません。

- ⑤ 登録ボタンをクリックします。

以上